
第3節 周辺環境の保存管理等

堤外地（川）については、河川法の規制もあり、治水以外の人為的改変はほとんど生じないが、大雨等による流路の変化は起きることから、構成要素の環境保護に努める。

右岸については、国土交通省が計画する堤防整備により改変を受けるため、名勝内の現状変更等の取扱時に、再整備の計画を進める。

左岸については、右岸の堤防整備に合わせ、宮川兩岸の連携を模索し、周辺環境の一体化に努める。